

「牛久市国土強靱化地域計画」改定の概要

●改定の趣旨

○牛久市第4次総合計画が第2期基本計画へ移行することに伴う内容の見直しを行う

(改定後の計画期間:第2期基本計画と同じ「令和7年度～令和10年度」までの4年間)

○令和5年6月に発生した梅雨前線による大雨等、近年の気候変動によるとみられる

集中豪雨への取り組みを行う

○令和6年1月に発災した能登半島地震の教訓から顕在化した課題への取り組みを行う

●計画書の構成と改正のポイント

・第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

→改定の趣旨を説明

・第2章 牛久市における国土強靱化の基本的な考え方

・第3章 脆弱性評価

→改定の趣旨に則り、「脆弱性の再評価」を実施

・第4章 牛久市における国土強靱化の推進方針

→新たな推進方針と具体的な取り組みの位置付け

→KPI指標の見直し

・第5章 計画の推進と不断の見直し

・附属資料 事業予定一覧

→今後4年間に予定されている事業の提示 (但し、随時改定)

●改定の概要 (朱書き箇所:主な改定箇所)

▶第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

【策定趣旨】

- 東日本大震災以降も台風や局地的豪雨などによる被害が発生していることから、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進
- 令和3年3月に「牛久市国土強靱化地域計画」を策定したが、令和5年6月に発生した梅雨前線による大雨等、近年の気候変動によるとみられる集中豪雨への対応や、令和6年1月に発災した能登半島地震により顕在化した課題への対応に合わせ、牛久市第4次総合計画が令和7年度から第2期基本計画に移行することに伴い、改定する

【位置づけ】

- 国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定
- 国の「国土強靱化基本計画」、茨城県の「茨城県国土強靱化計画」と調和を図る
- 牛久市第4次総合計画における地域防災力の向上などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となるもの

▶第2章 牛久市における国土強靱化の基本的な考え方

【基本目標】

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

【計画の対象となる災害】

- 本市に関わりが深い大規模自然災害(地震、風水害等)を想定

【特に配慮すべき事項】

- 社会構造の変化への対応等
 - ・「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと
 - ・関係団体や市民との連携体制の構築
 - ・インフラの老朽化への対応
 - ・人のつながりやコミュニティ機能の向上
- 効果的な施策の推進
 - ・多層的な取組
 - 複合的・長期的な視点による施策の推進
 - 平時からの有効活用
 - ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組
 - ・各主体の連携
 - 広域連携体制の構築
 - 民間投資の活用
 - ・人づくり
 - 防災人材の育成と確保
 - ・重点化及び進捗管理

▶第3章 脆弱性評価

【脆弱性評価の考え方】

○大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現行の施策の網羅状況を評価し、どこに脆弱性があるのかを明らかにする

【「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を設定】

国の基本計画と県計画を参考に、8つの事前に備えるべき目標と23のリスクシナリオを設定

▶事前に備えるべき目標

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

【施策分野の設定と新たな評価の視点】

○6つの個別施策分野を設定

(1) 行政機能 (行政機能／消防／防災教育)

- ▶防災拠点としての庁舎の在り方検討の必要性
- ▶継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要性
- ▶避難場所における空調施設の整備やトイレ環境充実の必要性

(2) 住宅／都市／住環境／交通

- ▶一般住宅、店舗、事業所などすべての建物において耐震化率の向上を図る必要性

(3) 保健医療／福祉

- ▶災害時における避難行動要支援者を把握するための管理システムを構築する必要性

(4) エネルギー／国土保全

- ▶洪水浸水想定区域指定河川の治水強化要望の必要性

(5) 情報通信

(6) 産業／農林水産

○3つの横断的分野を設定

(1) リスクコミュニケーション

- ▶良好な地域コミュニティの構築・維持を図るための行政区、自治会活動の支援と加入促進の必要性

(2) 人材育成／官民連携

(3) 老朽化対策

【脆弱性評価結果】

○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる施策の推進する必要あり

○取組の実施主体は、市だけでないため、情報共有や連携を強化する必要あり

▶第4章 牛久市における国土強靱化の推進方針(新たに追加された事項)

【個別政策分野の推進方針】

(1) 行政機能 (行政機能／消防／防災教育)

- 防災拠点機能の確保 →防災拠点としての庁舎の在り方の検討 など
- 業務継続体制の整備 →行政サービスを継続できるようBCPの整備 など
- 物資、敷材等の管理、調整 →防災資機材や備蓄品の購入及び管理
- 広域連携体制の整備 →広域行政への参加推進、災害廃棄物処理の広域化・共同化の検討 など
- 防災計画の充実 →地域防災計画の見直し
- 災害廃棄物の処理体制の整備 →大量発生する災害廃棄物の一時集積仮置場の設置 など
- 避難生活の住環境の確保 →第二次避難場所における空調施設の整備検討、トイレ環境の充実 など
- 消防等の防災拠点機能の確保 →老朽化した牛久消防署の建て替え
- 消防防災力の強化 →消防団の運営、消防水利や消防団施設の維持管理、初期消火の大切さについての啓発活動の継続実施 など
- 防災教育 →行政区単位の防災訓練実施、総合的な学習の時間等を活用した防災教育の実施 など

(2) 住宅／都市／住環境／交通

- 住宅、建築物等の耐震化等と老朽、空家等対策 →木造住宅の耐震化支援、空家等の提携管理 など
- 上下水道施設等の耐震化及び整備 →下水道污水管の維持管理 など
- 雨水排水等の対策 →雨水排水施設、調整池の維持管理 など
- 道路等の防災・現在対策の耐震化 →豪雨や路面凍結への対応、道路施設の計画的な修繕 など
- 避難路や広域交通網等の整備 →近隣市町村との広域交通網の構築 など

(3) 保健医療／福祉

- 救急救命体制の整備 →AEDの配備
- 感染症予防対策 →感染症対策用の備蓄品の購入及び管理 など
- 避難行動要支援者対策 →避難行動要支援者名簿の事前配布、個別避難計画作成の支援 など
- 地区社会福祉協議会との連携 →地域におけるネットワークづくりの支援 など

(4) エネルギー／国土保全

- 災害廃棄物の資源化処理環境の整備 →災害廃棄物の資源化処理 など
- 河川改修等の治水対策 →洪水浸水想定区域指定河川の治水強化の要望活動 など
- 緑地を活用した防災対策 →調整機能を有した緑地の整備 など

(5) 情報通信

- 情報通信ネットワーク等の整備 →広域コンピュータネットワークの構築 など
- 災害情報の収集、伝達体制の確保 →防災行政無線の運用、SNS等による情報発信 など

(6) 産業／農林水産

- 風評被害対策 →牛久市観光協会の支援、うしくかっぱ祭り等の開催支援 など
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化 →農業等の活動支援 など

【横断的分野の推進方針】

(1) リスクコミュニケーション

- 地域防災力の強化 →行政区単位の防災訓練の実施、地域コミュニティ活動の支援 など
- 災害情報の収集、伝達体制の確保 →防災行政無線の運用、SNS等による情報発信 など

(2) 人材育成／官民連携

- 防災を担う人材の育成 →自主防災組織の育成 など

(3) 老朽化対策

- 公共施設等の長寿命化等の対策 →小中学校施設等指定避難場所となる公共施設の改修 など

▶第5章 計画の推進と不断の見直し

【計画の推進期間】

○当初の計画期間は、令和3年度から令和6年度の4年間

（牛久市第4次総合計画第1次基本計画の期間）

○改定後の計画期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間

（牛久市第4次総合計画第2次基本計画の期間）

【施策の推進と重点化】

○進捗管理を行うとともに、PDCA サイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を実施

○重点化の視点を基に、緊急性や優先度を総合的に判断し、11 の重点化すべき施策群(重点プログラム)を設定し推進